\cap	$\overline{}$	$\overline{}$	\cap	σ	\sim	+8	4.5
\cup	\cup	\cup	\cup	\mathcal{O}	$\overline{\Xi}$	炾	允

(名称及び所在)

第1条 この会は、〇〇〇の会と称し、事務局を千歳市〇〇〇に置く。

(目的)

第2条 この会は、〇〇〇〇〇〇(〇〇〇の学習を通して会員相互の親睦を図り、 自らを高めるとともに市民文化の向上に寄与)することを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1)
- (3)
- (4)

(会の構成と入・退会)

第4条 この会の入会及び退会は、書面をもって行い、会長の承認を得るものとする。

(役員)

第5条 この会には、次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 〇名
- (3) 事務局長 〇名
- (4) 会計 〇名
- (5) 監査 〇名

(役員の仟期と選仟・解仟)

- 第6条 この会の役員は、総会において選出し、任期は〇年とする。ただし再任を 妨げない。
 - 2. 役員に欠員が生じたときは、これを補充することができる。

(会議等)

- 第7条 総会は会長が招集し、毎年〇月に開催する。
 - 2. 総会は、過半数の会員の出席で成立する。役員会は予算の補正及び総会にはかる時間のない緊急を要する事項、その他軽易な事項については出席者の過半数をもって議決執行する。

(会計)

- 第8条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
 - 2. この会の経費は、会費及び事業収入、その他の収入をもってあてる。
 - 3. この会の会費は、会員1人につき月額(年額)〇〇円とする。ただし、会長が必要と認めたときは臨時に会費を徴収することができる。

(規約の改正)

第9条 この規約は、総会の出席者の3分の2以上の賛成をもって改正する。

第10条 この規約に定めるもののほか、会の運営に関し必要な事項は、会長が総会にはかって定める。

(施行時期)

附 則 この会則は、平成〇年〇月〇日から施行する。